

梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅界わい 街づくりデザイン指針

「やさしいまちづくり」をつなげるために



平成27年(2015年) 4月

世田谷区

はじめに

世田谷区では、昭和57年より梅ヶ丘駅周辺地区を対象にして、「誰もが安心して暮らせて、誰もが地域社会の新しい文化活動に参加できるまちづくり」を「ふれあいのあるまちづくり」として進めてきました。そして、この取組みを「やさしいまちづくり」として今日まで受け継いできました。

この間、「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例（現ユニバーサルデザイン推進条例）」では、梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅周辺地区を「福祉的環境整備推進地区（現ユニバーサルデザイン環境整備推進地区）」として指定し、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を進めてきました。

そして、この度、「世田谷区都市整備方針」において、梅ヶ丘駅周辺地区を新たに「保健福祉の街づくり重点ゾーン」に位置づけました。今後、保健医療福祉の全区的な拠点としての整備にあわせて、ユニバーサルデザインによる街づくりを重点的に進めていきます。

建築物の新築・増築・改修、道路や公園などの新設・改修の際には、これまで取り組んできた「やさしいまちづくり」を継承し、一体性のある街づくりを進めるために、ここに「梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅界わい街づくりデザイン指針」を作成しました。

これからも、この界わいの街づくりにおいて、この指針を参照しながら、区民とともに作りあげてきた「やさしいまちづくり」を将来にわたり引き継いでいきます。

平成27年4月
世田谷区

目 次

これまでの梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅界わいにおける街づくり	---	1
本指針の位置づけ	-----	7
対象エリア	-----	8
本指針の活かし方	-----	9
7つのデザインコード ～「やさしいまちづくり」をつなげるために～		
1. みどり ～多様性のあるみどりの創出～	-----	11
2. 街の記憶 ～記憶を次代へ伝える工夫～	-----	13
3. ふれあい・にぎわい・ひとやすみ ～出会いとやすらぎの場づくり～	-----	15
4. よりみち・まわりみち・わたしの街 ～回遊性のある空間づくり～	-----	17
5. 暮らしのしつらえ ～日常生活の演出～	-----	19
6. こちよ素材・色・形 ～自然の素材の活用とやさしさを感じさせる形状～	-----	21
7. 街のアクセント ～わかりやすいサインの設置～	-----	23

これまでの梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅界わいにおける街づくり

ふれあいのあるまちづくり(昭和57年～昭和61年)

梅ヶ丘駅北口付近には、様々な公共施設が集まっていました。これらの公共施設を中心に利用しやすく、美しい街をつくることのできる可能性が高いこと、住民のボランティア活動、町会や商店会の活動、その他住民の活動が活発であったことから、「ふれあいのあるまちづくり」が始まりました。

この取組みの中では、「誰もが安心して暮らせて、誰もが地域社会の新しい文化活動に参加できるまちづくり」のために、計画段階から住民と区と一緒に検討し、「やさしい道づくり」として、梅丘中学校と都市計画道路である補助154号線部分を一体的に整備しました。



梅丘中学校と補助154号線を一体的に整備したみち。

ユニバーサルデザイン環境整備推進地区(平成11年～)

「ふれあいのあるまちづくり」や「やさしいまちづくり」を進めてきた梅ヶ丘駅周辺地区を豪徳寺駅・山下駅周辺まで拡大し、平成11年に「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例(現世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例)」に基づく「福祉的環境整備推進地区(現ユニバーサルデザイン環境整備推進地区)」に指定しました。

リーディングラインの整備、ワークショップによる駅前サインの整備、商店街と協働の取組みに努め、「やさしいまちづくり」を推進してきました。

リーディングライン

視覚障害者が識別若しくは認識できる誘導線のことで、世田谷区では視覚障害者誘導用ブロックの幅を半分程度に狭くしたものを北沢川緑道の一部や松陰神社通りなどに敷設しました。



場所作りとしてのサイン

- 案内サインは区民の方と、梅丘を訪れる人のコミュニケーションを仲立ちするものです。
- 周辺案内板と共に、コミュニケーションの場所をつくる必要があります。

↓

駅前に「ほっとできる」場所をつくる!

- つかの間「ほっとしてもらえる場所」を提供したい
- 移動の切り替えポイントで一息つける場所をつくる

三つの方針

- 1. 分かりやすく、人のたまりをとれる場所に設置する**
 - 案内板は駅からの人の流れに近くてわかりやすく、同時に人の流れを外れた、たまりの取れる場所に設置しています。
 - 植栽や、スツールも場所をつくる要素として取り入れています。
- 2. 福祉のまちづくりの先進地であることを表現する**
 - 黄色い誘導ブロックを、場所のデザインに取り入れています。
 - あらゆる人に優しい、柔らかなイメージの素材、がたちをつけています。
- 3. みんなで作ってきた整備の歴史を継承する**
 - 地区のイメージともなっている「レンガ」をデザインに取り込んでいます。
 - いままで使われていたサインに埋め込まれている結タイルを、再利用しています。

植栽とスツールでほっとする場所を提供する



- サインボード前の木立びとつこの場所をつくりだします。
- 茨城の冠心円林に広がるハサーンで結られたブロックで「ほっとする場所」を自由に設けていくイメージを演出します。

いままでの結タイルを再利用する



- 改修前のサイン板元に埋め込まれていた結タイルを、見えやすく同時に歩行の障害にならないようサインボードの下に埋め込んでいます。

サインボードを支える2つの柱



- ひとつはインフォメーションのアイ(ふれあいのあい)の字形。もうひとつは時期の積み重ねを象徴するレンガの積層で案内板を支えています。いずれも視線が通りやすく、圧迫感のない形状になっています。

豪徳寺駅周辺地区 地区街づくり計画(平成18年～)

豪徳寺駅周辺は、小田急線の連続立体交差事業を契機として住民参加による街づくりを進め、平成18年4月に「世田谷区街づくり条例」に基づく「豪徳寺駅周辺地区地区街づくり計画」を策定しました。本地区では、「防災や防犯に配慮した、安全で安心して暮らせる街」、「個性とうるおいをもった誰もが住みよい街」、「人々が行きかい、にぎわいを持った活気ある街」を街づくりの目標としています。

建設行為を行う場合は、ガイドラインに基づき街づくりにご協力いただくとともに、「世田谷区街づくり条例」に基づく届出が必要となります。

できるところからはじめる街づくり

豪徳寺駅周辺地区 地区街づくり計画 及び 地区街づくり計画ガイドライン



地区街づくり計画【計画策定:平成18年4月3日】
【新街地区決定:平成18年4月14日】
新たな野火災訓練【施行:平成25年7月1日】
【東京駅周辺地区計画(案)第1期(案)による防火規制】

地区街づくり計画の基本方針とガイドラインの概観

地区街づくり計画の目的は、安全で安心して暮らせる街づくり、個性とうるおいをもった誰もが住みよい街づくり、人々が行きかい、にぎわいを持った活気ある街づくりです。

- 1-① みちづくり
- 2- 建物づくり
- 3- 商店街づくり

1-① 狭い道路の解消と開けた空間にご協力ください。

- 駅前広場について中央部を歩行者専用歩道の確保を図るため、狭い道路の解消と開けた空間の確保をお願いします。
- 建築工事の際、壁が傾斜して歩道幅を4m以上広げ、開けた空間を確保する。
- 駅前交差点の整備は、道路の幅員を確保し、交通安全の確保と、視界の確保、歩行者の安全を図るため、歩道の確保をお願いします。
- 建築物で歩道の幅員を4m以上広げ歩道確保をお願いします。

1-② 犯罪防止につながる建物の解消にご協力ください。

- 駅前広場について歩行者専用歩道の確保を図るため、犯罪防止につながる建物の解消をお願いします。
- 駅前広場について歩行者専用歩道の確保を図るため、犯罪防止につながる建物の解消をお願いします。

2. 建物づくり

2-① 計画区域内の建物は、耐火もしくは準耐火構造としてください。

- 駅前広場について歩行者専用歩道の確保を図るため、耐火もしくは準耐火構造の建築物をお願いします。

2-② 歩とりある敷地と隣接関係の建築にご協力ください。

- 駅前広場について歩行者専用歩道の確保を図るため、歩とりある敷地と隣接関係の建築物をお願いします。

●「地区街づくり計画」と「ガイドライン」について

豪徳寺駅周辺地区では、小田急線連続立体交差事業を契機として住民参加による街づくりを進めてきました。その結果として、平成18年4月に「豪徳寺駅周辺地区地区街づくり計画」を策定し、同時に世田谷区街づくり条例に基づき「地区街づくり計画」を策定しました。本事業を行う場合は、建設行為等に着手する30日前、かつ建築確認申請の提出前に届出を行わなければならない。建設行為等に当たっては、地区街づくり計画の内容にご協力いただくこととなりますが、その際の具体的な届出は以下のガイドラインを参照してください。

地区街づくり計画の目標を達成し、意図せしむる大げにしたい街とするため、できることから始めていきたいと思っております。ご協力をお願いいたします。

また、第一歩は重要でござります。【世田谷区街づくり計画】と【地区街づくり計画】等との整合を図りながら、街づくりを進めていきたいと思っております。今後ともご協力をお願いいたします。

1. みちづくり

1-① 狭い物理環境整備は、道路幅から1m以上の壁面後退にご協力ください。

狭い物理環境整備(構造47号線)では、安全で快適に歩ける歩道確保と、歩行者の歩行の妨げを防止するため、歩道の確保をお願いします。

1-② 消防活動整備は、道路の中心線から2.75m以上の壁面後退にご協力ください。

消防活動整備は、駅前広場で消防活動が可能な歩道の確保をお願いします。

2-③ 道路または通路に面してかき、さくを設ける場合は、できる限り柵に替り、うるおいある街づくりにご協力ください。

2-④ 建物の外壁は壁色を避け、落ち着いた色調としてください。

また、建物の高さは、駅前及び路線駅周辺地区・住居混合地区では20m以下、住宅地区2では15m以下とするようご協力ください。

3. 商店街づくり

3-① 賑わいが溢れる店先空間づくりにご協力ください。

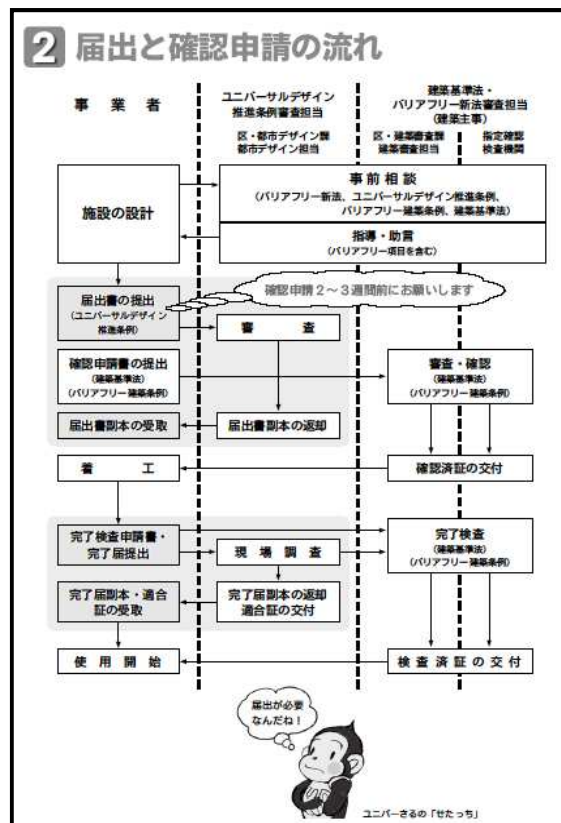
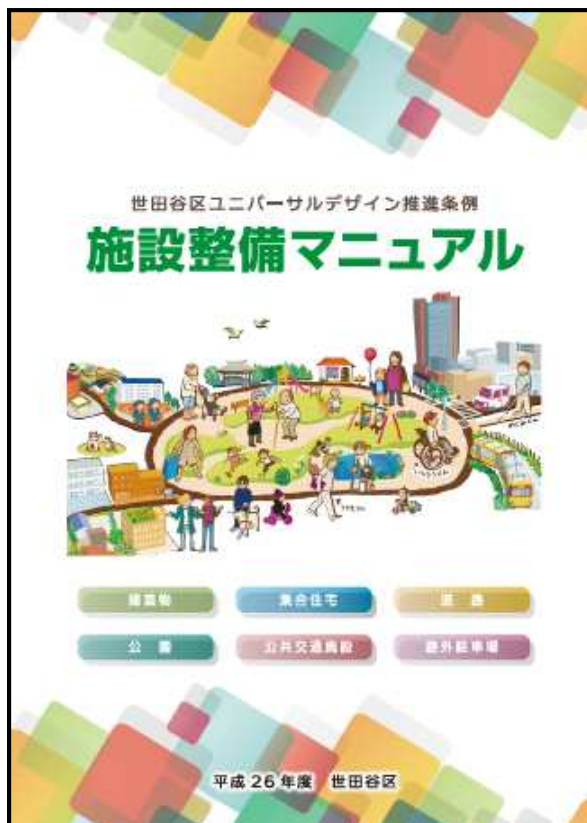
3-② みんなが気持ちよく利用できる健全な商店街づくりにご協力ください。

3-③ 建物の高さ・高さなどが建物の調和した商店街の街並みづくりにご協力ください。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年～）

昭和57年より住民、事業者、関係団体、区と協働して、社会の様々なバリアをなくす施策を進め、平成7年に「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」を制定しました。一定規模以上の建築物、道路や公園などの建設行為の際は、この条例の基準に適合することを努めとしており、平成9年より届出制度を開始しました。

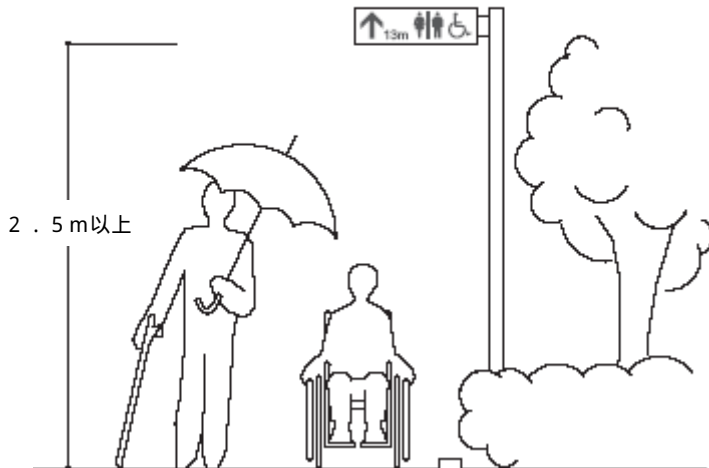
その後、平成19年に「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例」の理念を継承して発展させ、新たに「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を制定しました。条例に基づき、社会における様々な障壁をなくすにとどまらず、すべての住民の基本的権利が尊重され、自らの意思で行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる社会を築くため、ユニバーサルデザインに基づく取組みを推進してきました。さらに、届出制度を充実させたことで、整備を行う上での水準があがり、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備が街全体へと広がってきました。



ユニバーサルデザイン推進条例 基準の解説の例

案内板等が通路に突出する場合の例

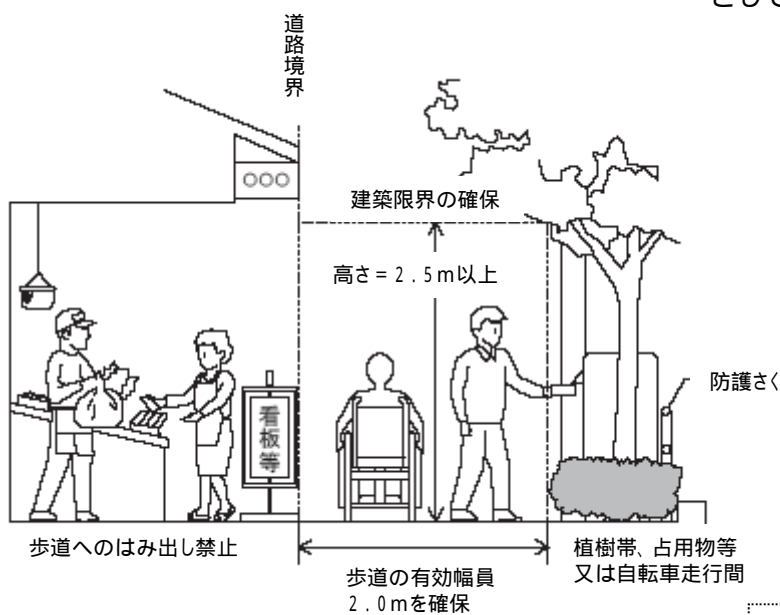
案内板等が突出する場合は、案内板の下端の位置が地上から2.5m以上の高さとなるように設置する。



世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
施設整備マニュアル(平成26年度)
P293 参照

有効幅員の考え方

歩道の有効幅員は、車いす使用者どうしが安心してすれ違えるように、原則として2.0m以上確保する。



世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
施設整備マニュアル(平成26年度)
P213 参照

本指針の位置づけ

「梅ヶ丘駅周辺地区」は、「世田谷区都市整備方針」の中で「保健福祉の街づくり重点ゾーン」として、また、「梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅周辺地区」は、同方針の第二部「地域整備方針」の中で、「アクションエリア」として位置づけられており、ユニバーサルデザインによる街づくりを重点的に進める地区としています。

この位置づけをもとに、「梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅界わい」の対象エリアを定め、これまでの「やさしいまちづくり」を継承し、一体感を持つ街づくりを進めていく際のガイドラインとして、本指針を定めます。

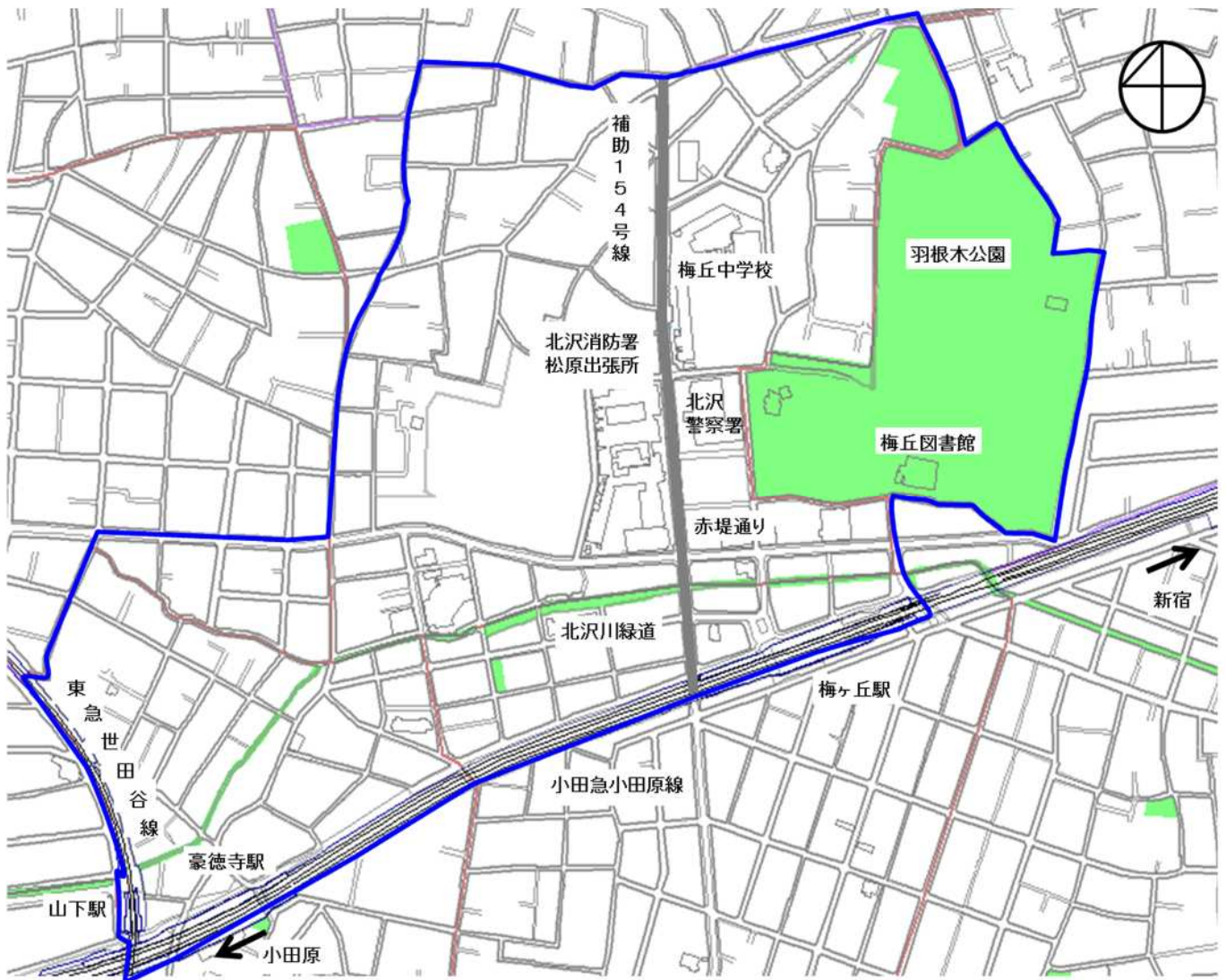
建設行為（建築物の新築・増築・改修、道路や公園などの新設・改修）を行う方は、この指針を踏まえ、設計や施工への反映にご協力をお願いします。

なお、次の建設行為においては、計画が変更可能な時期に世田谷区への事前調整を必ず行ってください。

対象とする建設行為

- 1 世田谷区街づくり条例第31条の建築構想の届出を必要とする建築物の建築
（敷地面積3000㎡以上又は延べ床面積5000㎡の建築物の建築）
- 2 次にあげる官公庁が行う建設行為
 - ・道路の新設及び補修以外の改修
 - ・公園の新設及び補修以外の改修
 - ・街づくりへの影響が大きいと判断される建設行為
（例：公共施設の新築、サイン柱の新設）

対象エリア



平成27年4月 現在

— 対象範囲（道路、鉄道、公園の敷地境界までとする）

赤堤二丁目 1～6番

梅丘一丁目 31～46番

豪徳寺一丁目 34～56番

松原六丁目 1～19番、22～31番、33～43番

羽根木公園

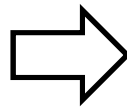
本指針の活かし方

本指針は、これまでの「やさしいまちづくり」から継承されてきたデザインを7つのデザインコードとしてまとめました。

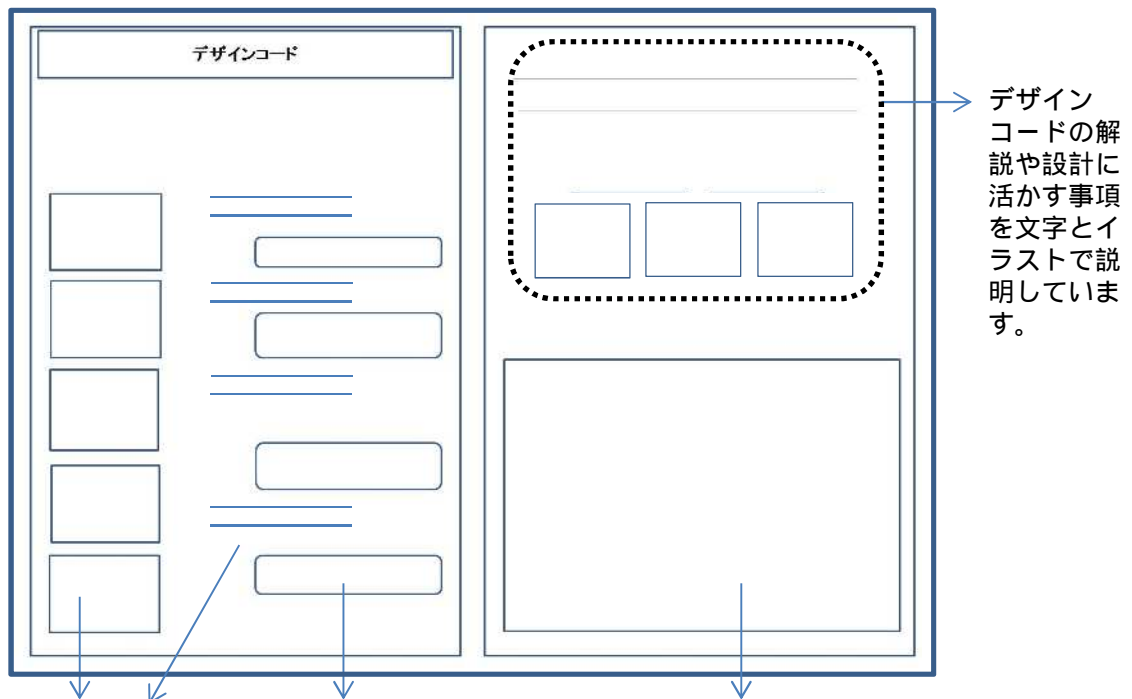
この7つのデザインコードを活かして、設計、施工を進めてください。

以下に、デザインコードの見方について、説明します。

左ページは、街の歴史や「やさしいまちづくり」での取組み例など、現況の魅力とその効果を解説しています。



右ページは、デザインコードとそれを活かした整備の事例や全体イメージを解説しています。



デザインコードの解説や設計に活かす事項を文字とイラストで説明しています。

今までつくられてきた界わいの魅力的な場所を写真と文章で説明しています。

丸い枠の文章は、界わいの魅力について、その理由と街づくりでの効果を説明しています。

イメージイラストは、例えばこんな街づくりができることを示しています。

